

約款

- ①場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いかねます。
- ②駐車枠を守り正しい位置に駐車してください。
- ③一般のご利用は最長7日間をお願いします。これを超える場合は、事前に下記連絡先へ連絡をお願いします。ご連絡なく7日間を超えて駐車していると当社が判断した場合は、当管理会社は、本規定に定める駐車制限時間を超えて駐車場内に残留された車両を、車両の所有者、利用者等の同意を得ないで、他の場所に移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。その結果車両の所有者、利用者が被った損害については一切責任を負わないものとします。
- ④場内でのエンジンのアイドリング、空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声、発電機の使用、たき火やバーベキュー等の火器の使用はしないでください。
- ⑤場内は自動車の駐車及び車中泊以外の用途に使用しないでください。
- ⑥場内での走行は、時速8キロメートル以下で徐行してください。
- ⑦駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は禁止されている場所（隣家敷地も含む）に立ち入り、または特殊装置操作盤、その他機器類に許可なく手を触れないでください。
- ⑧駐車場利用者は、場内を清潔にするように努め、吸殻、空き缶、雑誌等放置しないでください。
- ⑨危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障のある自動車は駐車をご遠慮願います。また、自転車、バイク等二輪車は駐車できませんのでご了承ください。
- ⑩機械等のトラブルが発生した場合、無理に出庫しようとせず、すぐに下記連絡先へご連絡ください。万一、お客様の判断により、無理に出庫されたことが原因で車が破損されても、当方では一切の責任を負いかねます。
- ⑪場内の機械及び設備を破損させた場合は、速やかに下記連絡先に連絡頂くとともに、その指示に従ってください。
- ⑫駐車場内に掲出された規約に違反した場合、故意もしくは重大な過失により機器類を破損した場合は、それにより当管理会社が被った損害（駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合はそれにより損失した営業利益を含む）を賠償していただきます。

不正な入出庫及び駐車をした場合、または上記各号に違反する場合は、警察に連絡のうえ、車両を他の場所へレッカー移動もしくはチェーン等で施錠させていただきます。またその場合の諸費用と正規駐車料金のほかに違約金として5万円請求させていただきます。また違約金及び損賠賠償につきましては車両の所有者または使用者（占有者）に請求させていただきますのでご了承ください。